

～見出し～

このパンフレットについて

1

出産・子育てのこと

2

高齢者・障がい者福祉のこと

3

健康・医療のこと

4

住まい・暮らしのこと

5

農林業・獣害のこと

6

市民活動・スポーツのこと

7

本巢市 補助・助成事業 総合 パンフレット

ぼくたちの生活のなかの
あんなことこんなこと…
「ほじよ」とか
「じよせい」とか
してもらえないのかな？



このパンフレットで！



市からのサポートが
よくわかるもー！

 **本巢市**

令和8年4月発行

出産・子育てのこと

紙おむつ使用世帯へのごみ袋支給事業

問 申 環境課

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象となる世帯に市指定可燃ごみ袋を支給します。

- 対象者 市に住所を有し、紙おむつを常時使用し、次に該当する方
・0歳から2歳児までの乳幼児(満2歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子)
- 交付枚数 可燃ごみ袋 小 60枚
- 申請窓口 環境課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

出産祝金

問 申 福祉支援課

お子さんの誕生を祝福し、健やかな成長を支援するとともに、子育ての経済的負担の軽減を図るため、出産祝金を支給します。

- 対象者 子の出生日に、市に子と同一の住所を有し、かつ申請時に1年以上市に住所を有する保護者で、公租公課等の滞納がなく、今後も本巢市に住む意思のある方
- 支給額 第1子及び第2子:児童1人あたり10万円
第3子:児童1人あたり20万円
第4子以降:児童1人あたり30万円
- 申請窓口 福祉支援課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

子育て短期支援事業

問 申 福祉支援課

保護者の疾病等により、一時的にお子さんの養育が困難になった場合に、児童福祉施設において一定の期間、養育・保護を行います。

- 対象者 市に住所を有する保護者が養育する、18歳未満の児童
- 利用期間 7日以内のショートステイ事業と、おおむね6か月以内のトワイライトステイ事業の2種類
- 利用料 世帯状況等により異なります。
※利用を希望される場合は事前にご相談ください。

移動式赤ちゃんの駅貸出事業

問 申 福祉支援課

市内で開催されるイベント等で、乳幼児のおむつ交換や授乳・搾乳を行うスペースを確保するため、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。

- 対象者 市内で開催されるイベント等を主催する団体
- 事業内容 移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことにより、乳幼児を連れて保護者の方や授乳・搾乳する場所を必要としている女性が安心してイベントに参加できる環境づくりを支援します。
※貸出にはいくつかの条件があります。



母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

問 申 福祉支援課

ひとり親家庭の母又は父、父母のいないお子さん、寡婦の方に、生活費、事業費等の支援のため、費用の貸付を行う制度です。

- 対象者 市に住所を有する以下の方
・母子福祉資金貸付制度・・・母子家庭の母(配偶者のない女子であって現に20歳未満の児童を扶養している方)、父母のいないお子さん
・父子福祉資金貸付制度・・・父子家庭の父(配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している方)
・寡婦福祉資金貸付制度・・・寡婦等(配偶者のない女子であって現に20歳以上の児童を扶養している方)、40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の方
- 貸付のできる資金 就職、就学、医療介護、住宅等に関する資金。貸付制度ごとに貸付できる資金が異なる場合がありますので事前にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金

問 申 福祉支援課

ひとり親家庭の母又は父が、就職に結びつきやすく、かつ経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で修業する際に給付金を支給します。



- 対象者** 市に住所を有するひとり親家庭の母又は父で、次のすべてに該当する方
 - ・児童扶養手当の受給があるか又は同様の所得水準にある方
 - ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
 - ・過去に当制度を利用していない方
- 対象資格** 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等
- 支給額** 訓練促進給付金は上限月額10万円(修業期間最後の1年間については月額14万円)を最長4年間

就学等支援金

問 申 福祉支援課

少子化対策及び子育て支援の一環として、小学校、中学校及び高等学校等への就学や就職等の節目を迎えた児童を養育する保護者に対し、就学等に伴う経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

- 対象児童** 令和8年5月1日に市内に住民登録があり、次の①②のいずれかに該当する児童
 - ①小学1年生相当の児童(平成31年4月2日～令和2年4月1日生)
 - ②中学1年生相当の児童(平成25年4月2日～平成26年4月1日生)
- 支給対象者**
対象児童を監護し生計を同じくする保護者
- 支給金額**
小学1年生相当の児童:対象児童1人あたり1万円
中学1年生相当の児童:対象児童1人あたり2万円
高校1年生相当の児童:対象児童1人あたり3万円
※高校1年生相当の児童については、令和7年度県補助事業の「高等学校就学準備等支援金給付事業」にて3万円支給済のため、令和8年度は対象となりません。

妊婦のための支援給付金

問 申 健康支援課

妊娠及び胎児の数に対し、経済的負担の軽減を図るための助成をします。

- 対象者** 市内に住居を有し、妊娠届出及び胎児の数を申請した妊婦の方
- 助成額** 妊娠1回あたり5万円 胎児1人あたり5万円

妊婦健康診査費の助成

問 申 健康支援課

市が委託していない医療機関及び助産所で妊婦健康診査を受ける場合、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。

- 対象者** 受診日及び助成申請日のいずれにおいても市に住居を有する妊婦の方
- 助成額** 妊婦健康診査に係る健康診査が対象で、使用する妊婦受診券によって助成額が異なります。

新生児聴覚(新生児の耳の聞こえ)検査費の助成

問 申 健康支援課

市が委託していない医療機関等で新生児聴覚検査を受ける場合、初回検査及び確認検査に要する費用の一部を助成します。

- 対象者** 生後6か月までに、医療機関で自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)を受けた新生児の保護者で、検査日及び助成申請日のいずれにおいても市に住居を有する方
- 助成額** 初回検査及び確認検査に要した費用に対し上限3,700円

産婦健康診査費の助成

問 申 健康支援課

市が委託していない医療機関及び助産所で産婦健康診査(産後2週間、産後1か月)を受ける場合、産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。

- 対象者** 受診日及び助成申請日のいずれにおいても市に住居を有する産婦の方
- 助成額** 産婦健康診査(産後2週間後、産後1か月後)に係る費用のうち1回5,000円を上限に2回



1か月児健康診査費の助成

問 申 健康支援課

市が委託していない医療機関等で1か月児健康診査を受ける場合、費用の一部を助成します。

- 対象者 1か月児健康診査を受診した乳児の保護者で、受診日及び助成申請日のいずれにおいても市に住所を有する方
- 助成額 1か月児健康診査を受けた乳児1人あたり上限 6,000 円
- 申請期限 1か月児健康診査受診日の属する年度内(3月に受診した場合は、4月末まで)

産後ケア事業

問 申 健康支援課

医療機関及び助産所で産後ケアを受ける場合、費用の一部を助成します。

- 対象者 事前に利用申請をした方で、利用日及び助成申請日のいずれにおいても市に住所を有する母子
- 助成額 産後ケアに係る費用が対象で、使用するケアの内容により助成額が異なります。
- 申請期限 産後ケア利用日の属する年度内(3月に利用した場合は、4月末まで)

本巣市奨学金

問 学校教育課 申 各中義学校

経済的な理由により修学することが困難な方に対し、有為な人材の育成に資することを目的に奨学金を交付します。

- 対象者 市立中学校又は義務教育学校に在籍で高等学校等に進学しようとする、次のすべてに該当する方
 - ・保護者が市に住所を有する方
 - ・経済的理由で修学が困難な方
 - ・学力優秀な方
 - ・素行善良で修学に意欲がある方
- 奨学金額 月額 1 万円を年 4 回交付
- 申請窓口 在籍の中学校又は義務教育学校で申請してください。

自宅通学者及び下宿通学者に対する補助金(根尾地域)

問 申 学校教育課

青少年の健全育成と保護者負担の軽減を図るため、自宅から遠距離通学又は公共交通機関により通学する方及び通学困難により下宿等から通学する方に対し、通学等に要する費用の一部を補助します。

【自宅通学者】

- 対象者 根尾地域に住所を有し、根尾地域外の小中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校等に通学する方
- 補助額 通学定期代の 1/2 を補助します。

【下宿通学者】

- 対象者 通学困難な理由から根尾地域を出て保護者と居住を別にし、岐阜県内の高等学校又は高等専門学校に通学する方
- 補助額 通学する 3 年間について、月額 3,000 円を補助します。
- 申請窓口 学校教育課、根尾教育事務所(根尾公民館内)のどちらかで申請してください。



就学援助制度

問 申 学校教育課

経済的な理由により、小中・義務教育学校へ就学させることが困難な方に学用品や給食費などの一部を支給します。

- 対象者 市に住所を有し、市立小中学校又は義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者で、教育委員会が認定する方
※ 所得要件があります
- 事業内容 学用品費、通学用品費、給食費等(上限有り)

小・中・義務教育学校給食費助成

問 申 学校給食センター

多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に要する経費を補助します。

- 対象者 市に住所を有し、同一世帯で児童生徒(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)を3人以上養育し、3人目以降の児童生徒が市立小中学校又は義務教育学校に在籍している保護者で、公租公課を滞納していない方
- 助成額 市立小中学校又は義務教育学校に在籍している3人目以降の児童生徒の分として支払った給食費を助成



幼児園給食費軽減事業

問 申 学校給食センター

子育て世帯を支援するため、給食費を軽減します。

- 対象者 市に住所を有し、18歳未満の児童等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)を2人以上養育している保護者
- 助成額等 市立幼児園に在籍している2人目の園児の給食費を1/2減額。3人目以降の園児の給食費を全額免除
※保護者の前年度の所得などの区分に応じた軽減もあります。

第三子以降の保育所等保育料無料化事業

問 申 幼児教育課

第3子以降のお子さんの保育料(通常保育料)が、申請により無料となります。

- 対象者 市に住所を有し、同一世帯でお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)を3人以上養育し、所得税又は市民税の申告をしている方
- 事業内容 第3子以降の通常保育料を無料とします。

病児・病後児保育事業

問 申 幼児教育課

保護者が仕事等の都合のため、病気やその回復期にあるお子さんを家庭でみることができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育を行います。

- 対象者 市に住所を有する小学校3年生までのお子さん
- 利用可能日 年末年始・祝日を除く月曜～土曜
- 利用料 1人1日2,000円
- 利用施設 次の9つの施設で実施します(令和8年3月現在)。ご利用される施設でお申込みください。

【岐阜市】

福富医院「すずらん」 ☎058-238-8555

河村病院「クララ」 ☎058-241-3311

小牧内科クリニック「ピノキオ」 ☎058-215-0101

山田病院「ミッキー」 ☎058-255-1221

矢嶋小児科分院「うりぼう」 ☎058-214-7077

世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック「セカモゲ」
☎058-216-3745

操健康クリニック「パンダのしっぽ」 ☎070-1683-3003

【北方町】

鹿野クリニック「アリエル」 ☎058-201-7222

【大野町】

まほろば「病児・病後児保育アンジュ」☎090-1418-1796



高齢者・障がい者福祉のこと

緊急通報体制支援事業

問 申 長寿支援課

自宅にて病気等のため緊急に連絡したい場合、ボタンを押すだけでコールセンターに繋がる装置を貸し出します。ボタンを押すと、コールセンターから、家族及びあらかじめ登録された協力員に状況等の確認の電話がかかり、緊急時には救急車を手配します。

- 対象者等 市内に住所を有し、かつ次のいずれかに該当し、装置が必要と認められる方
 - ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ・高齢者世帯で一方がねたきり等である世帯
 - ・身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けた単身世帯者
 - 利用料 無料
 - 装置の種類
 - ・固定電話の設置がある方には、固定型の設置とペンダント型無線送信機を貸与します。
 - ・固定電話の設置がない方には、携帯型の装置を貸与します。
- ※近隣の3人に緊急時の協力員になっていただくことが必要です。

大雪対策事業補助金

問 申 長寿支援課

高齢者等の生活の一助として、居住する専用住宅に対し、屋根雪下ろしや庇補強への助成を行います。



- 対象世帯 70歳以上の高齢者のいる世帯及び身体障害者手帳1級から3級の方が属する世帯(いずれも18歳以上70歳未満の男性が同居する世帯を除く)。母子及び寡婦家庭世帯。その他市長が特に認める世帯
- 助成額 屋根雪下ろしが必要な降雪1回につき、上限1万円で、対象経費の1/2を助成します(依頼先は直系三親等以外の第三者に限ります)。庇補強は、上限5万円で、対象経費の1/2を助成します。ただし、補助を受けた世帯は、その年度から起算して10年間は補助を受けることができません。

生活管理指導短期宿泊事業

問 申 長寿支援課

日常生活に支障がある高齢の方に、養護老人ホームでの短期間の宿泊を実施し、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- 対象者 市に居住する、概ね65歳以上の方で、在宅での生活に当たり、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等の方
- 利用期間 原則1週間程度
- 負担額 1日1,445円(食事相当額)
※送迎を依頼したときは、別途費用がかかります。
- 利用施設 養護老人ホーム 大和園

長寿祝い金

問 申 長寿支援課

高齢の方々を敬愛し、長寿をお祝いして、祝い状と祝い金を授与します。

- 対象者 市に住所を有し、引き続き10年以上市に在住している満100歳又は満88歳の方
※該当の方に市からご案内をしますので、申請は不要です。

認知症高齢者等見守りシール交付事業

問 申 長寿支援課

認知症等で徘徊行動のある方を早期に発見保護し、介護者やその家族の精神的負担の軽減を図るため、見守りシールを無償交付します。

- 対象者 市に住所を有する在宅生活者で、65歳以上の認知症等により行方不明となる可能性のある方や、医師により若年性認知症と診断された方
- 交付枚数 耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚
※2回目以降の追加の交付は有償となります。
- 利用方法 必要な情報をWebシステムに登録し、対象者の衣服や持ち物等に見守りシールを貼り付けます。発見者がQRコードを読み取ることで保護者と通信が可能となります。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

問 申 長寿支援課

認知症等で徘徊行動のある方を被保険者とし、第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に市が保険契約者となり加入します。

- 対象者 市の見守りシール交付事業の対象者で、市の登録を受けた40歳以上の方
- 補償内容 個人賠償責任補償 上限1億円(自己負担なし)
被害者死亡時の見舞費用補償 15万円
- 保険期間 1年間、以降1年毎に更新

認知症高齢者等位置情報検索サービス利用助成

問 申 長寿支援課

認知症高齢者等の徘徊対策のためのGPS位置情報提供サービス機器の利用料金の一部を助成します。

- 対象者 市に住所を有し、65歳以上の認知症等により、行方不明となる可能性のある方や、医師により若年性認知症と診断された方を在宅で介護する同居の家族
- 助成額 認知症高齢者等の徘徊対策のためGPS位置情報提供サービス機器の利用料金の1/2を助成します。(上限額:月額2,000円)

ねたきり老人等介護者慰労金

問 申 長寿支援課

居宅でねたきり等の高齢者を主に介護されている方に慰労金を支給し、労をねぎらいます。

- 対象者 市に住所を有し、介護保険の要介護認定が3、4、5の方と同居し、現に介護している方。ただし、介護が必要な方が次のいずれかに該当する場合は対象外
 - ・特別障害者手当を受給している方
 - ・入院・入所等により支給対象月中に在宅で介護を受けていない方
 - ・短期入所生活介護(ショートステイ)を1か月に16日以上利用した方
 - 申請月 8月(3月～8月分)
2月(9月～2月分)
 - 支給額 要介護3～5 月額5,000円
国基準 月額8,000円
- ※国基準とは、要介護3以上で、支給期間に介護サービスを利用しなかった介護者に対する慰労金

地域介護予防活動支援補助金

問 申 長寿支援課

市内で介護予防活動を実施する地域のグループや市民団体等に対して、団体結成経費・運営費を助成します。

- 対象者 次のすべてに該当する団体
 - ・活動回数が月に1回以上あること
 - ・1回あたりの活動時間が1時間以上であること
 - ・1回の活動につき、おおむね10人以上の市内在住の65歳以上の方の参加があること
 - ・5人以上の市民で構成される団体であること
- 助成額 団体結成経費として1万円(ただし初年度のみ)、運営費として1回の活動につき2,000円(1月当たり8,000円を上限とする。)を助成します。

救急医療情報キット支給事業

問 申 長寿支援課

かかりつけ医療機関や既往歴など救急時に必要な情報を記入した緊急連絡カードを保管する救急医療情報キットを無償で支給します。

- 対象者 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・世帯員が全て65歳以上の高齢者
- ・日中又は夜間に65歳以上の高齢者だけが在宅となる場合
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳のいずれかを所有している方



高齢者外出支援事業

問 申 長寿支援課

高齢の方が、外出の移動手段としてタクシー等を利用する際、運賃の一部又は全額を助成します。

【高齢者】

- 対象者 市に住所を有し居住する75歳以上の高齢者で、運転免許証を有していない方。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外
- ・同一世帯内に運転免許証を有している75歳以上の高齢者がいる方(ただし、対象者が運転免許証を自主返納した場合を除く。)
- ・社会福祉施設等に入所又は病院に入院している方
- ・本業市重度障がい者タクシー利用助成を受けている方

●助成額及び交付方法

①タクシー乗車券のみを選択する場合

- ・申請した月から1月あたり500円分を5枚(年度で最大60枚)タクシー乗車券を一括で交付します。

②タクシー乗車券+交通系ICカードチャージ費用を選択する場合

- ・申請した月から1月あたり500円を5枚(年度で最大50枚)のタクシー乗車券を一括で交付し、交通系ICカードチャージ費用3,000円を振込にて交付します。

※タクシー乗車券は1回の乗車につき乗車券3枚(1,500円)まで使用できます。

※タクシー乗車券の超過分は利用者の自己負担となります。(おつりは出ません)



重度障がい者タクシー利用助成

問 申 福祉支援課

重度の障がいのある方が、外出の移動手段としてタクシーを利用する際、運賃の一部又は全額を助成します。

- 対象者 市に住所を有し居住する身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A、A1、A2又は精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者の方。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外

- ・自動車運転免許証を有している方
- ・社会福祉施設等に入所又は病院に入院している方
- ・本業市高齢者外出支援事業の助成を受けている方
- ・所得が一定以上である方

【共通】

- 助成額 申請した月から、1月あたり500円分を5枚(年度で最大60枚)のタクシー乗車券を交付します。1回の乗車につきタクシー乗車券3枚(1,500円)まで使用できます。超過した金額は、利用者の自己負担となります。(※おつりは出ません。)

理髪サービス事業

問 申 【高齢者】長寿支援課
【重度障がい者】福祉支援課

在宅のねたきり高齢者や重度の障がいのある方の清潔で衛生的な生活を支援するため、自宅での理髪サービスの費用の一部を助成します。

- 対象者 市に住所を有し、居住する65歳以上のねたきり状態の方又は重度の障がいがある方で、理髪店等へ外出が困難な方
- 利用できる回数 年6回まで
- 利用料 1回につき2,000円まで助成(超える分は自己負担)

高齢者・障がい者紙おむつ購入費助成金

問 申 【高齢者】長寿支援課
【障がい者】福祉支援課

在宅のねたきり等の高齢者や障がいのある方のために、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

【高齢者】

- 対象者 市に住所を有する要支援認定又は要介護認定を受けている方で、自宅において寝たきりもしくは認知症の状態にあり常時紙おむつの装着が必要と認められる方(※所得制限があります。)
- 助成額 月額4,000円分の「紙おむつ購入費助成券」を毎月発行します。市内の指定店で紙おむつ、パンツ式紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、ゴム製等手袋をご購入いただけます。

【障がい者】

- 対象者 市に住所を有する満3歳以上の紙おむつが必要と認められる方で、身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障がい1級、2級、3級の障がい者の方、又は療育手帳A、A1、A2、B1の障がい者の方、又は精神障害者保健福祉手帳1、2級の障がい者の方
- 助成額 申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までの場合は、前年度)の対象者本人の市町村民税が非課税の方は月額4,000円分、課税者の方は2,000円分の「紙おむつ購入費助成券」を毎月発行します。市内の指定店で紙おむつ、パンツ式紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、ゴム製等手袋をご購入いただけます。

紙おむつ使用世帯へのごみ袋支給事業

問 申 環境課

介護者世帯の経済的負担を軽減するため、対象となる世帯に市指定可燃ごみ袋を支給します。

- 対象者 市に住所を有し、紙おむつを常時使用(6か月以上継続して使用しているなど)し、市紙おむつ購入費助成事業又は市日常生活用具給付事業の交付決定を受け、次のいずれかに該当する方
 - ・寝たきりなどで紙おむつを常時使用し、在宅で生活する高齢者の方
 - ・障害者手帳の交付を受け、紙おむつまたはストマを常時使用する方
- 交付枚数 可燃ごみ袋 小 60枚
- 申請窓口 環境課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

自立支援医療(更生医療・育成医療)

問 申 福祉支援課

身体障がいのある方が、日常生活能力等の回復又は障がいの軽減、改善ができるよう、手術の費用を助成します。

- 対象者 身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいの軽減、改善ができる手術等を行う場合で、手術等を行う部位の身体障害者手帳を交付されている方(育成医療は身体障害者手帳がなくても申請できます。)
- 助成額 世帯の課税状況によって異なります。
※助成できる手術や医療機関、申請方法はご相談ください。必ず手術等の前に申請してください。

自立支援医療(精神通院)

問 申 福祉支援課

精神障がいのある方の通院医療を促進し、適正医療を普及させるために通院の費用を助成します。

- 対象者 精神障がいのため、医療機関へ通院している方
- 助成額 世帯の課税状況によって異なります。
※必ず通院の前に申請してください。

ニュー福祉機器助成金

問 申 福祉支援課

身体障がいのある方の活動を支援するため、先進的な福祉機器の購入費の一部を助成します。

- 対象者 市に住所を有する身体障がいのある方で、以下の福祉機器を購入される方(介護保険制度により同一種目の給付助成・貸与を受けられる方を除く)
- 福祉機器 パソコン(同時購入の場合プリンタを含む)、音声炊飯ジャー、音声ICタグレコーダー、人工呼吸器(医療保険の対象となる場合は除く)、音声血圧計、色彩音声案内装置、障害物感知センサー
※機器の購入の前にお問合せください。
- 助成額 機器により異なります。

難聴児補聴器購入費等の助成

問 申 福祉支援課

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。

- 対象者 18歳未満で、両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満又は一側耳の聴力が70デシベル以上であり、身体障害者手帳の交付対象でない方
- 助成額 購入する補聴器により異なります。
※助成を希望する方は、補聴器の購入・修理の前にお問合せください。

自動車運転免許取得・自動車改造費用の助成

問 申 福祉支援課

身体障がい又は、知的障がいのある方が就労等のため自分で自動車を運転する場合に、運転免許(第1種のみ)の取得や障がいに合わせた自動車に改造するための費用を助成します。

- 【自動車運転免許取得】
- 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている18歳以上の方
- 助成額 免許取得にかかる費用の2/3以内の額(10万円まで)
- 【自動車改造費用】
- 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている、18歳以上の方で、自動車を就労等のため自ら所有し運転する方
- 助成額 改造にかかる経費につき上限10万円
※所得制限があります。
※免許の取得、自動車の購入又は改造の前にお問合せください。

意思疎通支援事業

問 申 福祉支援課

手話通訳又は要約筆記が必要な方又は団体に、手話通訳者等を派遣し、聴覚障がいがある方の意思疎通を支援します。

- 対象者等 市に住所を有し、身体障害者手帳を交付されている方のうち、聴覚又は音声機能もしくは言語機能の障がいを有する方、市が後援等をする事業又は営利を目的としない福祉関係団体等が行う事業の主催者
- 利用料 無料
※利用日の7日前までに申請書を提出してください。

日常生活用具の給付

問 申 福祉支援課

障がいのある方が日常生活を送るうえで必要な物品を購入するときに、その費用の一部を助成します。

- 対象者 在宅の障がい者(児)、難病患者等
- 対象用具 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具
- 助成額 用具によって異なります。
※所得制限があります。
※用具の購入の前にお問合せください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

問 申 福祉支援課

小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方に対し、日常生活を送るうえで必要な用具を購入するときに、その費用の一部を助成します。

- 対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方で、対象用具を必要とする方
- 対象用具 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具、人工鼻
- 助成額 世帯の課税状況によって異なります。
※所得制限があります。
※用具の購入の前にお問合せください。

補装具費の給付

問 申 福祉支援課

身体障がいのある方が、障がいを補うために購入する補装具や、補装具を修理する費用の一部を助成します。

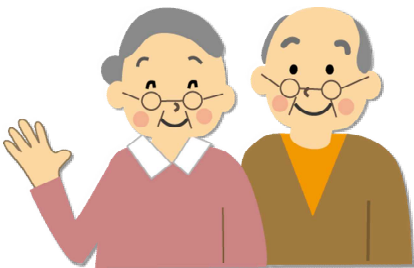
- 対象者 障がい者(児)、難病患者等
- 対象補装具 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、起立保持具、排便補助具、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器等
- 助成額 補装具によって異なります。
※所得制限があります。
※補装具の購入・修理の前にお問合せください。

要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金

問 申 福祉支援課

在宅で生活する人工呼吸器等利用者が災害による停電時等に必要な非常用電源装置等の購入費を補助します。

- 対象者 市に住所を有し、在宅で人工呼吸器等を利用する障がい児者で個別避難計画が策定されている方
- 対象機器 正弦波インバーター発電機、ポータブル蓄電池、DC/ACインバーター(カーインバーター)
- 助成額 機器の種類、世帯の課税状況によって異なります。
※対象機器の購入前に申請が必要です。



ドック健診費用助成金

問 市民課 申 健康支援課

医療機関等でドック健診(総合健康診査)を受診された場合、費用の一部を助成します。

- 対象者 医療機関等でドック健診(総合健康診査)を受診された、本州市国民健康保険が定める条件を満たす方 ※助成は年度内1回とし、市が実施する特定健康診査に相当する健康診査受診者は助成対象外となります。
- 助成額 健診料の1/3(上限1万1千円) ※オプションは対象外
- 申請窓口 健康支援課にて、事前予約のうえ受診日より3か月以内に申請してください。申請時に保健指導を行います。

重度心身障害者医療費助成制度

問 申 市民課

重度の心身障がいをお持ちの方の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。

- 対象者
 - ・身体障害者手帳の1～3級までの交付を受けている方
 - ・療育手帳(A1、A2、B1)の交付を受けている方
 - ・戦傷病者手帳(特別項症から第4項症までに該当)の交付を受けている方で、身体障害者手帳の4級の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳(1、2級)の交付を受けている方
- 助成額 マイナ保険証等を使った医療機関等での診療代及び薬代の自己負担分 ※所得制限があります。
- 申請窓口 市民課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

乳幼児等医療費助成制度

問 申 市民課

医療費に係る経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るため、お子さんの医療費の一部を助成します。

- 対象者 高校3年生世代(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までのお子さん
- 助成額 マイナ保険証等を使った医療機関等での診療代及び薬代の自己負担分
- 申請窓口 市民課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

母子家庭等医療費助成制度

問 申 市民課

母子家庭等における経済的支援のため、医療費の一部を助成します。

- 対象者 母子家庭等の母子(18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日。以下同じ。))のお子さんを扶養している母と18歳までのお子さん、父母のいない18歳までのお子さん、配偶者が一定以上の障がい者で18歳までのお子さんを扶養している母と18歳までのお子さん等)
- 助成額 マイナ保険証等を使った医療機関等での診療代及び薬代の自己負担分 ※所得制限があります。
- 申請窓口 市民課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

父子家庭等医療費助成制度

問 申 市民課

父子家庭における経済的支援のため、医療費の一部を助成します。

- 対象者 父子家庭の父子(18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日。以下同じ。))のお子さんを扶養している父と18歳までのお子さん、配偶者が一定以上の障がい者で18歳までのお子さんを扶養している父と18歳までのお子さん等)
- 助成額 マイナ保険証等を使った医療機関等での診療代及び薬代の自己負担分 ※所得制限があります。
- 申請窓口 市民課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。



2次及び3次予防接種医療機関接種料の助成

問 申健康支援課

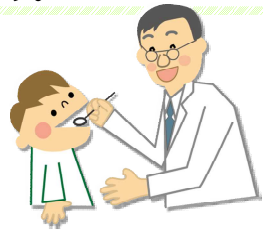
2次又は3次医療機関において予防接種を受けた方に対し、接種料を助成します。

- 対象者 市に住所を有し、地域の診療所等(1次医療機関)では受けられず、2次及び3次医療機関において、法に定める予防接種を受けた方
- 助成額 予防接種に係る料金
※詳細は接種される前にお問合せください。

乳幼児等インフルエンザ予防接種助成

問 申健康支援課

生後6か月から中学3年生(義務教育学校9年生)までの方に対してインフルエンザ予防接種費用を助成します。



- 対象者 市に住所を有する生後6か月から中学3年生(義務教育学校9年生)までの方
- 助成額
・生後6か月以上13歳未満の方 1回1,000円を上限に2回
・2歳以上15歳以下の方で、経鼻弱毒生ワクチンを接種する場合は、2,000円を上限に1回
・13歳以上15歳以下までの方 1,000円を上限に1回
※市内委託医療機関で接種の際に窓口で福祉医療受給者証等の本人確認ができるものを提示してください。

骨髄移植ドナー等助成事業

問 申健康支援課

骨髄移植ドナーとして骨髄等の提供をした方と、その方を雇用している事業所に対して助成を行います。

- 対象者 骨髄等の検査開始日から提供完了日までの間、市に住所を有し、日本骨髄バンクでドナー登録を行い、骨髄等を提供した方と、その方を雇用している事業所(上限は7日)
- 助成額 骨髄移植ドナー:2万円/日×7日=14万円
事業所:1万円/日×7日=7万円

骨髄移植等の理由による任意予防接種の接種料の助成

問 申健康支援課

定期の予防接種で得た免疫が医療行為によって低下したために、任意で予防接種を受ける場合に助成します。

- 対象者 市に住所を有し、医師により再接種が可能な状態と認められた方
- 助成額 接種した予防接種について、市が定める予防接種委託料を上限として、全額又は一部を助成します。

がん患者医療用補正具購入費助成金

問 申健康支援課

がん患者の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者の医療用補正具の購入経費の一部を助成します。

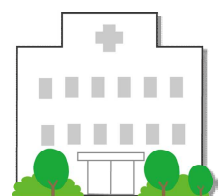
- 対象者 補正具の購入及び申請日において市に住所を有し、がん治療を過去に受けた方、又は現在受けている方
- 対象経費 以下の購入費(税込)
・医療用ウィッグ(全頭用)及び装着に必要な頭皮保護用ネット
・乳房の補正パッド又は人工乳房及びこれらを固定する下着
※購入日から1年以内に申請してください。
- 助成額 購入費の額の1/2(千円未満切り捨て)補正具の種類ごとに上限額2万円(1人1回限り)

根尾地域検診事業

問 申根尾分庁舎 地域調整課

根尾地域在住の方を対象に健康診査の助成を行います。

- 対象者 根尾地域に住所を有し、受診を希望する方
- 受益者負担額 (40歳以上)胃がん検診 1,500円
肺がん検診 2,000円
肺機能検査 1,000円
(18歳以上の女性)骨粗しょう症検診
【前腕】500円
【腰椎、股関節】1,000円
- 検診場所 根尾診療所



防災行政無線戸別受信機の貸与事業

問 申 総務課

建物の中でも防災行政無線の放送が聞けるように、各家庭や事業所に戸別受信機を貸与します。

- 対象者 市に住所を有する世帯主の方
- 貸与機器 屋外スピーカーと同様、市の行政情報のお知らせ、火災発生等の情報、災害時の避難情報、テロ等国民保護に関する情報、緊急地震速報等を放送する防災行政無線戸別受信機
- 利用料 無料

空家等除却費補助金

問 申 総務課

適正な管理が行われていない空家等の除却を行う場合、除却費用の一部を補助します。

- 対象者 管理不全な状態の空家等の除却を行う方(新築、改築の建て替えに伴う除却や一部除却を除く)
- 補助額 除却に要する費用の1/2(上限30万円)
※工事の着工前に申請してください。

空き家改修補助金

問 申 企画広報課

空き家バンクへの物件登録促進及び移住希望者の円滑な移住の支援を図ることを目的として補助金を交付します。

- 対象者 空き家バンク登録物件で、売買が成約した物件の入居者もしくは賃貸借が成約した物件の所有者又は入居者 ※契約の相手が所有者等の2親等以内の親族でないこと
- 補助対象 主要構造部、トイレ、浴室、台所、居室、内装、外装等の改修
- 補助額

【売買の場合】

対象経費の1/2以内で上限35万円

※空き家所在地に住民票を移した日から1年以内に申請してください。

【賃貸借の場合】

対象経費の1/2以内で上限70万円

※入居者が空き家所在地に住民票を移した日から1年経過したのち1年以内に申請してください。

※補助対象の確認は、改修の前にお問合せください。



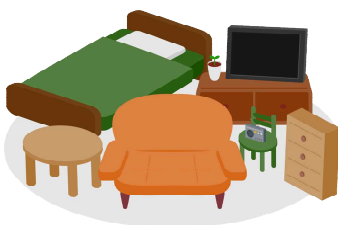
空き家家財道具処分等補助金

問 申 企画広報課

本巣市空き家バンクに登録している物件で、入居が決定した物件について、空き家内の不要な家財道具の処分等費用を補助します。

- 対象者 空き家バンク登録物件で、売買もしくは賃貸借が成約した物件の所有者※契約の相手が所有者等の2親等以内の親族でないこと
- 補助対象 ごみの処分に要する経費、家電リサイクル法により指定された家電製品の処分に要する経費、敷地内の樹木伐採・草刈等に要する経費
- 補助額 上限10万円

※空き家の売買契約又は賃貸借契約が成立した日から1年以内に申請してください。



もとす暮らし応援補助金

問 申 企画広報課

市に定住するため、住宅を新築・建替・購入した方に、補助金を交付します。

- 対象者 市内に住宅を新築、建替、又は購入(建売・中古)した方
- 補助額 対象住宅の固定資産税課税標準額の1/20以内で上限30万円。加算額として、転入した世帯員のうち18歳未満の1人につき10万円を交付します。
※対象住宅に初めて固定資産税を賦課され、納税通知書が届いた年度の6月末までに申請してください。なお、令和8年度に限り、9月末まで申請できます。
※令和8年度に申請できる方は、令和7年12月末までに住宅を取得し、令和8年度の固定資産税の納税通知書が届いた方に限ります。

東京圏からの移住支援金

問 申 企画広報課

起業や就業等するため、東京圏から市に移住された方に、補助金を交付します。



- 対象者 東京圏(東京23区に在住又は通勤)から市へ移住し、都道府県が選定した中小企業等の求人に応募し就業した方、専門人材として県内企業に就業した方、テレワークで就業継続する方、市の関係人口として認められた方、社会的事業分野で起業した方
- 補助額 単身世帯60万円、2人以上の世帯100万円(ただし、テレワークをする者は、単身世帯30万円、2人以上の世帯50万円)。加算額として、18歳未満の世帯員を帯同する場合、一世帯につき30万円を交付します。

地方就職支援金

問 申 企画広報課

県内に就職し、市内に移住する方に、就職活動に要した交通費・移転費の一部を補助金として交付します。

- 対象者 東京圏内に在住し、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業(見込)・修了し、岐阜県内に就職し、本巣市内に移住する方
- 補助額 交通費 上限1万1千円(千円未満切り捨て)
移転費 上限8万1,500円
※申請回数は1人につき1回限り。

葬祭費助成金

問 申 環境課

葬祭費用の負担軽減のため、市内在住者が死亡又は死産した際に、その死亡者又は死胎児の葬儀を行った方に助成金を支給します。

- 対象者 市の住民基本台帳に記録されている方が死亡又は死産した場合に、死亡者又は死胎児の葬祭を行った方
- 助成額 12歳以上:3万円、12歳未満:2万円、死胎児:1万円
- 申請窓口 環境課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください(死亡届又は死産届を提出した日から6か月以内に申請してください)。

電気式家庭用生ごみ処理機購入費助成金

問 申 環境課

地球環境の保全促進のため、電気式家庭用生ごみ処理機を購入した方に助成金を交付します。

- 対象者 市に住所を有し居住している方で、次のすべてに該当する方
・処理機を適切かつ安全に使用及び管理できる方
・処理機から発生する堆肥等を自家処理し、又は環境衛生上支障がないように処理することができる方
- 助成額 電気式生ごみ処理機の購入金額の1/3(上限3万円)。助成は1世帯当たり1基までです。
- 申請窓口 環境課、根尾分庁舎 地域調整課のどちらかで申請してください。

ダンボールコンポスト購入助成事業

問 申環境課

家庭から発生する生ごみの減量・資源化を推進するため、家庭で手軽に実践できるダンボールコンポストの普及に努め、市が定価より安く販売します。

- 対象者** 市に住所を有し居住している方で、次のすべてに該当する方
・ダンボールコンポストを市内で使用する方
・ダンボールコンポストを適切に維持管理できる方
- 販売額** ダンボールコンポスト 700円 1世帯当たり4個まで
ノウハウ本 300円
- 販売窓口** 環境課

結婚新生活支援補助金

問 申福祉支援課

経済的理由により結婚に踏み出せない人を対象に結婚に伴う新生活に係る費用の一部を補助します。



- 対象者** 夫婦共に年齢が39歳以下で、世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯(年度内にライフデザイン支援講座の受講等を夫婦共に実施することが必要です。)
- 補助対象** 住宅取得費用、住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金(保証金含む)、共益費、仲介手数料)、引越費用、リフォーム費用(対象とならない費用があります。)
- 補助額** 上限金額 ①夫婦共に29歳以下 60万円
②夫婦いずれかの年齢が30歳~39歳 30万円
※住宅賃料については、住居手当を控除した額

三世同居・近居支援補助金

問 申福祉支援課

親・子・孫からなる三世代が新たに市内で同居又は近居するために住宅を取得又は改修する場合、その費用の一部を補助します。

- 対象者** 親・子・孫からなる三世代が新たに市内で同居又は近居(直線で2km以内)するために、住宅を新築・購入又は改修する方
- 補助額** 住宅取得金額又は住宅改修工事金額の1/10以内で上限50万円。18歳未満の子がある場合、子1人につき10万円を支給します。
※住宅改修工事の補助対象の確認は、改修の前にお問合せください。

道路及び河川草刈り等ボランティア報償金

問 申建設課

市が管理する道路及び河川において、ボランティアで草刈り及び樹木の剪定・伐採を行った方に報償金を交付します。

- 対象者** 市内で組織された有志によるボランティア団体で、事前に市への登録を受けた団体に所属し、対象となる作業を行った方
- 対象作業**
 - ・道路の路面及び法面の草刈り
 - ・河川の法面の草刈り
 - ・樹木の剪定及び伐採
- 報償額** 作業時間が2時間から4時間未満 400円/人
作業時間が4時間から8時間まで 800円/人
(申請団体としての限度額は1回につき20,000円)



住宅リフォーム助成金

問 申都市計画課

市民の居住環境の向上や地域経済の活性化を図るため、市内業者による住宅リフォームに要する費用の一部を助成します。

- 対象者** 市内において自己が所有し、居住する住宅の修繕や模様替え等のリフォーム工事(工事費20万円以上)を行う方
- 対象施工者** 市に本社を有する法人又は市内の個人事業者
- 助成額** 工事費の1/10の額とし上限10万円
※工事の着手前に申請してください。

耐震シェルター等設置事業補助金

問 申都市計画課

地震発生時に住宅の倒壊から生命を守るため、住宅内部に安全な避難空間を確保することを目的として、耐震シェルター等の設置にかかる経費の一部を補助します。

- 対象者** 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅で耐震改修工事を受けておらず、かつ木造住宅耐震診断の結果において上部構造評点が1.0未満である住宅の所有者または使用者
- 対象となる経費** 耐震シェルター又は耐震ベットの設備に要する購入費、運搬費及び工事費
- 補助額** 対象経費の2/3で上限30万円
※工事の着手前に申請してください。

屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置等補助金

問 申都市計画課

屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐため、住宅に転落防止のための命綱固定アンカー等を設置する工事に要する費用の一部を補助します。

- 対象者 工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住している方
 - 対象施工者 市内施工業者が行う工事であること
 - 助成額 工事費の1/2の額とし、上限10万円
- ※工事の着手前に申請してください。

水鳥住宅無償譲渡

問 申都市計画課

入居後、定住を希望される方に、水鳥団地内の水鳥住宅(根尾水鳥)を無償で譲渡します。

- 対象者 次のすべてに該当する方
 - ・水鳥住宅に入居後引き続き定住を希望する方
 - ・公租公課等の滞納がない方
 - ・申請者及び同居親族が暴力団等関係者でない方
 - 譲渡条件 水鳥住宅に入居して3年を経過後、希望者に無償で住宅を譲渡します。
- ※入居後3年間及び3年経過後も譲渡契約をする月までは、家賃(43,000円)が必要です。

分譲宅地無償譲渡(水鳥団地)

問 申都市計画課

自己の住宅を建築される方に、水鳥団地内の宅地(根尾水鳥)を無償で譲渡します。

- 対象者 次のすべてに該当する方
 - ・自己の住宅を建築しようとする方
 - ・市税等を滞納していない方
 - ・申請者及び同居親族が暴力団等関係者でない方
 - 譲渡条件 譲渡契約から1年以内に自己の住宅(併用住宅を含む)の建築に着手し、2年以内に完成できる方に、宅地を無償譲渡します。
- ※1世帯1区画
※契約時に契約保証金30万円を納付する必要があります。
※専用住宅の場合は居住部分の延床面積55㎡以上、併用住宅の場合は併用部分の面積が居住部分の面積未満であること

木造住宅無料耐震診断

問 申都市計画課

地震に対する安全性の確認のため、古い木造住宅を所有し耐震診断を希望される方へ、岐阜県木造住宅耐震相談士を派遣します。

- 対象者 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅を所有する方
- 診断料 無料

木造住宅耐震改修工事補助金

問 申都市計画課

住まいの地震に対する安全性の確保のため、古い木造住宅の耐震改修工事を行った場合に、費用の一部を補助します。

- 対象者 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅を所有する方
- 対象となる工事 岐阜県木造住宅耐震相談士が設計及び工事監理する耐震改修工事で、改修後の耐震性が基準値以上となるもの
- 補助額 木造住宅1戸当たり上限117万5千円。改修後の耐震性によって異なります。

狭あい道路後退用地整備事業

問 申都市計画課

建物を建築する際に、狭あい道路とその中心線から2m後退する線との間にある土地を、寄附していただいた場合に、その土地内の門、塀などの除去費用などを補助します。

- 対象者 建物を建築する際に、狭あい道路とその中心線から2m後退する線との間にある土地を、寄附していただいた方
- 対象となる工事 後退用地内にある門、塀、樹木等の除却及び水道メーター、公共下水桝等の移設に関する経費
- 補助額 対象経費の1/2で上限30万円



ブロック塀等撤去・改修事業費補助金

問 申都市計画課

地震発生時のブロック塀等の倒壊被害を防止し、市民の生命の安全を確保することを目的として、公衆用道路等に面するブロック塀等を撤去又は改修した場合に、費用の一部を補助します。



●対象者 公衆用道路等沿いに設置された、長さ1m以上、道路面からの高さが60cm以上のブロック塀等の所有者

●対象となる工事

撤去 ブロック塀等の全部を取り壊し、又は地盤面からの高さを60cm以内とする工事

改修 ブロック塀等を撤去後、新たに生垣・フェンス等を設置する工事
※設置する場所、設置物等の内容に応じて法律上の規制がありますので、詳しくはお問合せください。

●補助額

撤去 撤去に要する費用又はブロック塀等の見付面積1㎡当たり10,000円のいずれか低い額の1/2(通学路沿いの場合は2/3)の額で、限度額30万円

改修 撤去後に設置する生垣・フェンス等の設置費用又は長さ1m当たり12,000円のいずれか低い額の1/3の額で、限度額8万円

浄化槽設置整備事業補助金

問 申上下水道課

生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境を保全するため、浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

●対象者 新たに浄化槽を設置する方 ※転換(単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への切替)による設置を含む

●補助額 設置費に対する補助(上限)額は、浄化槽の性能・人槽(大きさ)により異なります。転換の場合は、上記に加えて、単独処理浄化槽の撤去工事費に対し上限15万円、くみ取り槽の撤去工事費に対し上限12万円、宅内配管工事費に対し上限33万円。

※その他交付要件により、補助対象とならない場合があります。

生活用水供給施設助成金

問 申根尾分庁舎 地域調整課

水道事業の給水区域外で、生活用水を確保するための施設の復旧や改修を行う場合、経費の一部を助成します。

●対象者等 水道事業の給水区域外で、生活用水を確保するための施設の復旧や改修を行った方又は自治会

●助成額 施設の復旧は対象経費の9/10以内、改修は対象経費の3/4以内の額。復旧、改修それぞれに限度額があります。

奨学金返還支援事業

問 申教育総務課

奨学金の返還に経済的な負担を感じる方を対象に、返還金の一部を補助します。



●対象者

- ・35歳未満(令和9年3月31日時点)で市に住民登録がある方
- ・申請日から5年以上継続して本業市に住む意思がある方
- ・自ら奨学金を借り、自ら返還を行っている方
- ・類似の補助金等の交付を受けておらず、市税等の滞納がない方
- ・補助金に係る大学等を卒業していること など

●受付期間 令和8年8月1日～9月30日(土日祝日除く)

●補助額 交付対象期間中(5年間)に返還した奨学金の1/2を補助(年額12万円および通算60万円を上限)。

※市内事業所に就労している場合は加算があります。

※交付対象期間中に市外に転出した場合は権利を失います。

農 林業・獣害のこと

獣害防止柵設置費助成金

問 申 農政課

獣害による農作物等への被害を防止するための獣害防止柵の資材を購入し、設置した方に、助成金を交付します。

- 対象者等 市に住所を有する農業者及び農地等の関係団体
- 対象となる柵 市内の一団をなす農用地等の外周に設置された柵(既設の防止柵の維持管理に係るものと認められるものは除く)
- 助成額 防止柵の材料にかかる購入金額の1/3以内の額。材料は、新規購入資材によるものとし、新品、中古品を問いません。
※ただし、根尾地域に住所を有する農業者が、一団をなさない根尾地域の農用地等に設置した防止柵も次のとおり対象となります。
助成額は防止柵の材料にかかる購入金額の1/2以内の額。電気柵・電気柵以外の柵それぞれ、1年度につき上限5万円。

新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)

問 申 農政課

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付します。

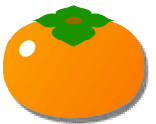
- 対象者 次のすべてに該当する方
 - ・独立・自営就農時年齢が49歳以下である認定新規就農者
 - ・農地の所有権又は利用権を有し、主要な農業機械又は施設を所有している又は借りている方
 - ・生産物、生産資材等を本人名義で出荷又は取引している方
 - ・農産物等の経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理している方
 - ・農業経営に関する主宰権を有する方
- 交付額 150万円/年 以内(最大3年)

富有柿等振興奨励金

問 申 農政課

既存する樹園地の樹木を伐採し、新たに富有柿等(富有柿、早秋、貴秋及び太秋)の苗木を1,000㎡以上植栽された方に、奨励金を交付します。

- 対象者 次のすべてに該当する方
 - ・市に住所を有する方又は法人
 - ・市内農地において、1,000㎡当たり30本以上の植栽を行った方
 - ・植栽後、10年以上栽培される方
- 交付額 12,000円/1,000㎡(5年間)



ジャンボタニシ被害防止対策事業補助金

問 申 農政課

稲の食害被害を防止するため、ジャンボタニシを駆除するための薬剤を購入した方に助成金を交付します。

- 対象者 市内農地において水田を耕作する農業者
- 対象となる経費 石灰窒素及びメタアルデヒドを含む薬剤の購入に要する経費
- 助成額 薬剤購入費の1/2 (上限 1アールあたり175円)

狩猟免許取得補助金

問 申 林政課

被害防止捕獲の担い手を確保し、野生鳥獣による生活環境又は農林水産業に係る被害の防止及び軽減を図るため、狩猟免許を新規取得された方に補助金を交付します。

- 対象者 市に住所を有し狩猟免許(わな猟・第1種銃猟免許)を新規取得された方で、市の猟友会に入会し被害防止捕獲活動に従事する意思のある方
- 対象となる経費 狩猟免許申請に係る手数料及び医師の診断書料、狩猟免許試験予備講習会受講料、猟銃等講習会受講料、市猟友会新入会費(年会費は除く)
- 補助額 対象となる経費について1人3万円まで
※狩猟免許を取得した年度の3月31日までに申請してください。



林業就業移住支援事業

問 申 林政課

「東京圏からの移住支援金」に該当せず、林業へ就業した方に資金を交付します。

- 対象者 県外から市内に移住し、「東京圏からの移住支援金」に該当せず、林業に就業した方
- 交付の条件
 - ・「森のジョブステーションぎふ」の求人を通じて就職し、3年以上継続して就業する意志のあること
 - ・支援金交付の申請から5年以上継続して居住する意思のあること
- 助成額 単身世帯 60万円、2人以上の世帯 100万円

新規森林技術者就業支援事業

問 申 林政課

市内に本社がある林業事業体に就業した森林技術者が、経済的に安定した生活ができるよう支援金を交付します。

- 対象者 前職を含め林業に従事した期間が3年未満で、定年退職後に再雇用された方でないこと
- 交付の条件 林業事業体が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条の規定による改善措置の計画の認定を受けていること
- 支援額 支援金は月額3万円とし、支給期間は交付決定を受けた日から最長で3年間(前職で林業に従事していた期間を除く。)



市民活動・スポーツのこと

市民活動助成金

問 申 企画広報課

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなどの市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業について助成を行います。



- 対象団体 次のすべてに該当する団体
 - ・5人以上で構成されており、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学している団体
 - ・営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っている団体
 - ・主な活動が市内で行われている団体

●助成額等

【市民活動ステップアップコース】

年間を通じて計画的に実施され、複数年の継続した活動により実施される事業に対し助成します。

補助率:回数に応じて90%~50% 限度額:20万円

【市民活動フォローアップコース】

ステップアップコースの助成を5回受けられた事業であって、以降も自主財源を確保し、地域課題解決を図るために継続して実施される事業に対して助成します。

補助率:30% 限度額:15万円

【市民提案イベント実施コース】

市民活動団体が主体的に企画実施する公益性の高いまちづくり事業に対して助成します。

補助率:100% 限度額:50万円

【市提示事業協働実施コース】

市が提示する、地域課題の解決及び地域の活性化を図る協働事業で、市民活動団体が主体的に実施する事業に対して助成します。

補助率:100% 限度額:事業ごとに市が提示した額

各種大会出場激励金

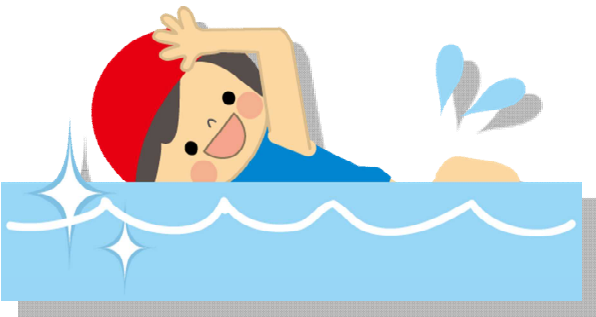
問 申 社会教育課

市民の健全な文化及びスポーツ活動の振興を図るため、国際的又は全国的な大会に出場する個人又は団体に対し、激励金を交付します。

- 対象者等 市に住所を有し、対象となる大会に出場する個人又は団体(5人以上)の選手・監督・コーチ

- 対象となる大会 国際規模の大会(国内予選の有無により激励金の額が異なります)又は全国規模の大会(地方予選を突破した全国規模の大会のみ)。交付回数は年度内1回(異なる大会であっても、同一人物への交付は年度内1回のみ)

※激励金の額は大会の種類によって異なり、交付の対象外となる大会があります。



このパンフレットの掲載事業に関する問合せ先

本巢市役所本庁舎

〒501-0491 本巢市早野255番地

【総務部】

総務課 058-323-5191

根尾分庁舎 地域調整課 0581-38-2511(〒501-1592 本巢市根尾板所 625 番地 1)

【企画部】

企画広報課 058-323-5142

【市民部】

市民課 058-323-7750

【健康福祉部】

福祉支援課 058-323-7752

長寿支援課 058-323-7754

健康支援課 058-320-0153

【産業経済部】

農政課 058-323-7755

林政課 058-323-8105

【都市建設部】

建設課 058-323-7757

都市計画課 058-323-7758

【水道環境部】

上下水道課 058-323-7761

環境課 058-323-7751

【教育委員会】

教育総務課 058-323-7762

学校教育課 058-323-7763

学校給食センター 058-324-2342 (〒501-0413 本巢市見延1414番地 57)

幼児教育課 058-323-7753

社会教育課 058-323-7764

補助・助成事業の内容によって
手続きの受付時間が異なるため、
来庁する前に上記の問合せ先
先に確認するだも。

